

公共事業の評価について
(意見具申)

令和3年1月

堺市公共事業評価監視委員会

1. はじめに

本委員会の目的は、堺市が実施する国庫補助事業及び交付金事業の再評価、再々評価及び事後評価の対応方針（原案）に関して審議を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程において透明性の一層の向上を図ることである。これらの目的に資するため、評価基準には「国土交通省の実施要領」に『堺市独自の視点』を加えている。審議は市当局からの事業内容や事業の効果に関する説明をもとに、各委員の専門的立場を踏まえて審議し、委員会の意見を総合的見地から取りまとめるという方法で行った。また審議内容については、意見具申と同時にその議事要旨と審議資料を公表し、本委員会として何を議論したのかを市民へ公開するように努めるものとした。

市においては、本委員会の意見を踏まえ、総合的な判断を行い対応方針が決定されるとともに、評価システムの充実に向けてさらに積極的な取組みを進められるよう望むものである。

2. 審議の対象とした事業の範囲と評価の基準

今回、審議の対象となったのは、事業着手後 5 年が経過した時点で継続中の「都市計画道路 出島百舌鳥線」、「都市計画道路 草尾南野田線」、「都市計画道路 大阪河内長野線（八下地区）」の 3 件であった。

再評価にあたっては、次の視点から事業の必要性等を精査した。

- ・「事業の進捗状況」
- ・「事業長期化の要因」
- ・「事業完了の見込み」
- ・「事業効果の確認」
- ・「費用対効果分析結果について」

3. 審議結果

再評価対象事業

【都市計画道路 出島百舌鳥線】

本事業については、以下の審議の結果、事業継続の必要性が認められるため、「事業継続は妥当」と判断する。

本事業は、交通機能の向上を図るとともに、安全な歩行者空間を確保するなど、交通環境の改善を図ることを事業の目的としており、安全で快適な駅前空間の整備により交通結節点機能の向上と歩車分離による安全で快適な歩行者空間の確保を行いつつ、観光拠点の魅力向上と来訪者の増加につながることを確認された。

なお、事業の審議を通じて、次の意見が出された。

- ・『大仙公園事業との連携も視野に入れて質の高い街路整備をやって頂きたい。』

再評価対象事業

【都市計画道路 草尾南野田線】

本事業については、以下の審議の結果、事業継続の必要性が認められるため、「事業継続は妥当」と判断する。

本事業により、南海高野線北野田駅西側から国道 310 号への車でのアクセス機能が向上し、生活道路への通過交通の流入が減ることにより、交通事故の減少につながる。また、広幅員の道路を整備することで、歩行者空間の確保と延焼遮断効果が発現することが確認された。

なお、事業の審議を通じて、次の意見が出された。

- ・『4. 5mの歩道空間のあり方について、もう少し精査して、特に事故の状況、歩行者や自転車の交通量について、考慮し、断面構成について検討していただきたい。』

再評価対象事業

【都市計画道路 大阪河内長野線（八下地区）】

本事業については、以下の審議の結果、事業継続の必要性が認められるため、「事業継続は妥当、また、付帯意見なし」と判断する。

本事業区間は、大阪河内長野線の堺市区間（計画路線 5.6 km）のうち大阪中央環状線との交差点から南に 220mの区間であり、大型車の右折等により慢性的な渋滞が発生

しており、かつ十分な歩行者空間が確保されていない。そのため、交差点改良と道路拡幅（右折レーン等）を行うことにより、渋滞の緩和や歩行者空間の確保などの交通環境の改善に寄与することが確認された。

4 結び

公共事業の評価にあたっては、事業の必要性や重要性などを具体的でわかりやすく表現し、市民に対して事業説明を行っていくことを期待して意見具申の結びにかえる。

（添付資料）

- 第6回堺市公共事業評価監視委員会議事要旨
- 審議対象事業説明資料
- 堺市公共事業評価監視委員会規則
- 堺市公共事業評価監視委員会 出席者名簿